



<p>第十九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者は、青少年に金銭の貸付け(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。)又は金銭の貸付けの媒介をしてはならない。</p> <p>4 略</p>	<p>第十九条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者は、青少年に金銭の貸付け(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付を含む。)又は金銭の貸付けの媒介をしてはならない。</p> <p>4 略</p>
--	---

佐賀県社会福祉施設条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。  
平成十九年十月五日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第五十六号

佐賀県社会福祉施設条例の一部を改正する等の条例

(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)

第一条 佐賀県社会福祉施設条例(昭和三十三年佐賀県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基く保護施設」を削り、「基く老人福祉施設」を「基づく老人福祉施設」に、「基く児童福祉施設」を「基づく児童福祉施設」に改める。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。  
(佐賀県立いずみ荘設置条例及び佐賀県立いずみ荘使用料条例の廃止)

- 第二条 次に掲げる条例は、廃止する。
- 一 佐賀県立いずみ荘設置条例(昭和三十八年佐賀県条例第十号)
  - 二 佐賀県立いずみ荘使用料条例(昭和三十八年佐賀県条例第十一号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、

公布の日から施行する。

(佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例の一部改正)

2 佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例(平成十九年佐賀県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「日の限寮、」を削る。

参考資料

第一条(佐賀県社会福祉施設条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後		改 正 前							
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、社会福祉事業を行うため、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく老人福祉施設及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基づく児童福祉施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置することを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 前条に定める社会福祉施設を次のとおり設置する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、社会福祉事業を行うため、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基く保護施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基く老人福祉施設及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に基く児童福祉施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置することを目的とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 前条に定める社会福祉施設を次のとおり設置する。</p>	<p>一・二  略</p>	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>施設の種類</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>日の限寮</td> <td>救護施設</td> <td>神埼市</td> </tr> </table> <p>二・三  略</p>	名称	施設の種類	位置	日の限寮	救護施設	神埼市
名称	施設の種類	位置							
日の限寮	救護施設	神埼市							

附則第二項(佐賀県立福祉施設の民間移譲に係る県有財産の譲与等の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、県立福祉施設とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 佐賀県社会福祉施設条例(昭和三十三年佐賀県条例第十七号)第二条の規定により設置されている佐賀向陽園、伊万里向陽園、みどり園及び聖華園</p> <p>三 五 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、県立福祉施設とは、次に掲げる施設をいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 佐賀県社会福祉施設条例(昭和三十三年佐賀県条例第十七号)第二条の規定により設置されている日の隈寮、佐賀向陽園、伊万里向陽園、みどり園及び聖華園</p> <p>三 五 略</p>

佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十月五日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十七号

佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県事務処理の特例に関する条例(平成十二年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第二十二号ハ中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同号ニ中「第三十四条第十号」を「第三十四条第十四号」に改め、同号中フをエとし、タからケまでをソからコまでとし、ソの前に次のように加える。

レ 法第四十三条第三項の規定により、建築物の新築等の協議を行うこと。

第二条の表第二十二号中ヨをタとし、ホからカまでをヘからコまでとし、

二の次に次のように加える。

ホ 法第三十四条の二第二項の規定により、開発行為の協議を行うこと。

第二条の表第二十四号イ中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改める。

(佐賀県都市計画法施行条例の一部改正)

第二条 佐賀県都市計画法施行条例(平成十五年佐賀県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条第一項中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改め、同条第五項中「第六条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「第三十四条第八号の四」を「第三十四条第十二号」に改め、同項第二号イ中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「第四条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第五条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

附 則

参考資料

第一条(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	<p>(市町等が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>
事 務	事 務
市町又は広域連合	市町又は広域連合

第二条(佐賀県都市計画法施行条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

第三条(開発区域の面積の特例)

政令第三十一条ただし書の規定により条例で定める開発区域の面積は、鳥栖基山市計画区域内における産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、五ヘクタールとする。

<p>一〇二十一 略</p> <p>二十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下この号から第二十五号までにおいて「法」という。)に基づき事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)</p> <p>イ 法第三十四条第十三号の規定による知事に対する既存の権利者からの届出を受理すること。</p> <p>ロ 略</p> <p>二五〇二十八 略</p>	<p>鳥栖市 基山町</p>	<p>一〇二十一 略</p> <p>二十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下この号から第二十五号までにおいて「法」という。)に基づき事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 法第三十四条第十三号の規定による既存の権利者からの届出を受理すること。</p> <p>ニ 法第三十四条第十四号の規定により、開発審査会の議を経ること。</p> <p>ホ 法第三十四条の二第一項の規定により、開発行為の協議を行うこと。</p> <p>ヘ・タ 略</p> <p>レ 法第四十三条第三項の規定により、建築物の新築等の協議を行うこと。</p> <p>ソ・エ 略</p> <p>二二二の二・二三 略</p>	<p>佐賀市</p>
<p>一〇二十一 略</p> <p>二十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下この号から第二十五号までにおいて「法」という。)に基づき事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)</p> <p>イ 法第三十四条第九号の規定による知事に対する既存の権利者からの届出を受理すること。</p> <p>ロ 略</p> <p>二五〇二十八 略</p>	<p>鳥栖市 基山町</p>	<p>一〇二十一 略</p> <p>二十二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下この号から第二十五号までにおいて「法」という。)に基づき事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 法第三十四条第九号の規定による既存の権利者からの届出を受理すること。</p> <p>ニ 法第三十四条第十号の規定により、開発審査会の議を経ること。</p> <p>ホ・ヨ 略</p> <p>タイ 略</p> <p>二二二の二・二三 略</p>	<p>佐賀市</p>

(条例で指定する土地の区域)

第三条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、市町長の申出に基づき、次に掲げる基準に適合するものとして知事が指定した土地の区域とする。

一〇六 略

二〇四 略

5 知事は、市町長の申出に基づき、指定に係る土地の区域の変更(拡張にあつては、区域区分により新たに市街化調整区域に編入された場合に限る。第五条第二項において同じ。)又は指定の解除を行うことができる。

6 略

(条例で定める予定建築物等の用途)

第四条 法第三十四条第十一号の条例で定める予定建築物等の用途は、規則で定める一戸建ての専用住宅(区域外の道路及び当該道路から建築物の敷地に至る道路の幅員が六メートル以上である場合は、規則で定める用途)以外の用途とする。

(条例で定める開発行為)

第五条 法第三十四条第十二号の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。

一 略

二 自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅の建築を目的として規則で定める規模以下で行う開発行為で、次のいずれかに該当するもの

イ 市街化調整区域内で開発行為を予定している土地(以下「予定地」とい

(条例で指定する土地の区域)

第四条 法第三十四条第八号の三の条例で指定する土地の区域は、市町長の申出に基づき、次に掲げる基準に適合するものとして知事が指定した土地の区域とする。

一〇六 略

二〇四 略

5 知事は、市町長の申出に基づき、指定に係る土地の区域の変更(拡張にあつては、区域区分により新たに市街化調整区域に編入された場合に限る。第六条第二項において同じ。)又は指定の解除を行うことができる。

6 略

(条例で定める予定建築物等の用途)

第五条 法第三十四条第八号の三の条例で定める予定建築物等の用途は、規則で定める一戸建ての専用住宅(区域外の道路及び当該道路から建築物の敷地に至る道路の幅員が六メートル以上である場合は、規則で定める用途)以外の用途とする。

(条例で定める開発行為)

第六条 法第三十四条第八号の四の条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。

一 略

二 自己の居住の用に供する一戸建ての専用住宅の建築を目的として規則で定める規模以下で行う開発行為で、次のいずれかに該当するもの

イ 市街化調整区域内で開発行為を予定している土地(以下「予定地」とい

第六条、第八条 略

う。)を区域区分に関する都市計画の決定の日(以下「区域区分の日」という。)前から引き続き所有する者又は予定地を区域区分の日以後に当該引き続き所有する者から相続により取得し引き続き所有する者(以下「区域区分の日前土地所有者」という。)のうち、区域区分の日前から当該市街化調整区域内の自己の所有する住宅に引き続き居住する者又は当該住宅を区域区分の日以後に相続により取得し引き続き居住する者及びそれらの者の親族(民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十五条に規定する親族のうち、それらの者と同居している者又は以前に同居していた者で、相続により予定地の所有権を取得する権利を有するものに限る。)が市街化区域、第三條第一項又は前号の規定により知事が指定した土地の区域その他の区域(以下「市街化区域等」という。)内に建築可能な土地を所有していない場合に、当該それらの者の親族が予定地で行う開発行為

2 略

3 第三條第二項から第四項までの規定は、第一項第一号の規定による指定並びに前項の規定による変更及び解除について準用する。

第七条、第九条 略

う。)を区域区分に関する都市計画の決定の日(以下「区域区分の日」という。)前から引き続き所有する者又は予定地を区域区分の日以後に当該引き続き所有する者から相続により取得し引き続き所有する者(以下「区域区分の日前土地所有者」という。)のうち、区域区分の日前から当該市街化調整区域内の自己の所有する住宅に引き続き居住する者又は当該住宅を区域区分の日以後に相続により取得し引き続き居住する者及びそれらの者の親族(民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百二十五条に規定する親族のうち、それらの者と同居している者又は以前に同居していた者で、相続により予定地の所有権を取得する権利を有するものに限る。)が市街化区域、第四條第一項又は前号の規定により知事が指定した土地の区域その他の区域(以下「市街化区域等」という。)内に建築可能な土地を所有していない場合に、当該それらの者の親族が予定地で行う開発行為

2 略

3 第四條第二項から第四項までの規定は、第一項第一号の規定による指定並びに前項の規定による変更及び解除について準用する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十九年十月五日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川 康

発行所 発行定日 毎週月水金曜日  
株古川総合印刷